



化粧品容器包装に関する環境配慮設計指針

2022年6月

日本化粧品工業連合会
サステナビリティ推進委員会

はじめに

「将来の世代の欲求を損なうことなく、現在の世代の欲求も満足させるような開発」と定義される持続可能な発展(サステナビリティ)の実現は、世界的な重要課題となっており、各国政府や市民、さらに、あらゆる産業界の貢献が求められています。各企業にとっても、サステナビリティへの取り組みは、事業活動の発展に不可欠な要件となっています。

日本化粧品工業連合会(粧工連)の傘下会員企業は、長年にわたって化粧品の安全性確保、環境保全等さまざまな取り組みを行ってきました。化粧品の容器包装については、内容物の保護、使用や取扱いの利便性、情報の提供といった重要な役割を果たすことが求められる一方、その設計においては、サステナビリティの実現に向けた環境への配慮が重要な要素となっています。粧工連では、容器包装に関する環境配慮の取り組みを強化するため、これまで、以下のとおり段階的に容器包装に係る適正化方針や自主行動計画を策定してきました。

- 1991 年「化粧品包装適正化方針」
- 2006 年「化粧品業界における容器包装の3R 推進に係る自主行動計画」
- 2016 年「化粧品業界における容器包装の環境配慮に係る自主行動計画」

さらに、2022 年 4 月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、同法に基づく国の「プラスチック使用製品設計指針」が定められました。国の指針では、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、業界団体等が製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等を策定するとともに、事業者は当該ガイドライン等を遵守するよう努めることとされています。

これを受けて、サステナビリティ推進委員会容器包装部会では、2016 年の自主行動計画を見直し、新たに「化粧品の容器包装に関する環境配慮設計指針」を策定しました。本指針が化粧品産業における容器包装の環境配慮設計に活用され、プラスチックに係る資源循環の促進等に寄与することを期待しています。

リデュース(Reduce)	リユース(Reuse)	リサイクル (recycle) 再資源化の推進	リニューアブル リサイクル材料 使用の推進	リニューアブル (Renewable) 再生可能資源 への代替	その他の環境配慮
<p>【全材料共通】</p> <p>① 軽量化・薄肉化の推進</p> <p>② 包装の簡素化の推進</p> <p>③ 詰替え・付替え製品の普及による材料の削減</p> <p>④ 内容物のコンパクト化による容器材料の削減※1</p> <p>⑤ 直接の容器※2内の不要な空間削減の推進</p> <p>⑥ 各自治体の定める適正包装に関する条例、および化粧品公正取引協議会の化粧品適正包装規則※3の遵守</p>	<p>【全材料共通】</p> <p>① 詰替え・付替え製品の普及による本体容器※4の再利用の推進</p>	<p>【全材料共通】</p> <p>① お客様による部品の分離および洗浄が容易な構造の推進</p> <p>【プラスチック※5】</p> <p>① リサイクル識別マークの材質表示※6の推進</p> <p>② リサイクル適性を重視した素材選定の推進(単一素材化、複合素材・材質の易分離化、等)</p> <p>③ 再資源化後の材料の安全性担保のために、内容物に接触しない部品においても人への安全性に影響のない材料の使用を推進する (食品接触対応材料、等)</p> <p>【ガラス】</p> <p>① ガラスびん3R促進協議会の定める「3Rのためのガラス容器自主設計ガイドライン」※7に準じる</p>	<p>【全材料共通】</p> <p>① 再生材※8の使用比率の向上</p>	<p>【プラスチック】</p> <p>① バイオマスプラスチック※9の利用</p>	<p>【全材料共通】</p> <p>① 中身を最後まで使い切れる容器の利用</p> <p>【紙】</p> <p>① 非木材紙※10やFSC(森林管理協議会)※11等の認証紙の利用</p> <p>【金属】</p> <p>① エアゾール製品にガス抜きキヤップ※12を装着することにより、収集・処理の安全化と再資源化の推進</p>
<p>【全材料共通】</p> <p>① 詰替えやすさ、付け替えやすさの向上 (開封のしやすさ、詰め替え替え時間の短縮、注ぎやすさ、等)</p>					

【用語集】

※1 内容物のコンパクト化による容器材料の削減

中身を濃縮したり、剤形を変えたりすることで、製品を小型化することにより、一回使用量当たりの容器材料重量を削減すること。

※2 直接の容器

化粧品の内容物が直接接触する容器。

※3 化粧品の適正包装規則

化粧品公正取引協議会、化粧品の適正包装規則(昭和51年7月9日公正取引委員会承認)、変更(平成13年3月12日公正取引委員会承認)。

※4 本体容器

内容物を使用する期間中、容器として機能するもの(ボトルとキャップ、ボトルとポンプ、替え容器+ホルダー+ポンプ、等)。

※5 プラスチック

JIS K 6900 1994 における「プラスチック」の定義。

必須の構成成分として高重合体を含みかつ完成製品への加工のある段階で流れによって形を与え得る材料。

※6 リサイクル識別マークの材質表示

資源有効利用促進法に基づいて指定表示製品と定められた容器包装のうち、プラスチック製容器包装に係る材質等の表示。プラスチック製容器包装について、使用されているプラスチック等の種類を表示することは、法的義務はないが、望ましいこととされている。表示をする場合、材質の記号は、JIS K 6899-1:2015 (ISO 1043-1/:2011) に準拠し複合材質、複合素材については、主要な構成材料を含め、2 つ以上を表記し、主要な材料に下線を付すことが推奨されている。

※7 3Rのためのガラス容器自主設計ガイドライン

ガラスびん3R 促進協議会の定める「3R のためのガラス容器自主設計ガイドライン」(制定2007年9月、改訂2014年11月)

※8 再生材

使用済みの製品や、製造工程から出る廃棄物を回収し、別の新しい製品の材料や、原料として利用できるように処理した材料。市場回収リサイクル材(PCR: Post-Consumer Recycle) や工場廃材リサイクル材(PIR: Post Industrial Recycle)を指す。

※9 バイオマスプラスチック

バイオマス資源を原料として、化学的および／または生物学的工業プロセスによって得られるポリマー。ISO16620 1 3.1.4 に定義される biobased synthetic polymer を指す(でんぷんや繊維、紙、等をフィラーとして樹脂に混ぜるものは対象としない)。マスバランス認証プラスチックを含む。なお、生分解性を有するものはここでは対象外とする。

※10 非木材紙

原料に木材パルプを使用せず、非木材のバガス、ケナフ等の繊維質を主原料にして抄紙した紙。

※11 FSC(森林管理協議会)

Forest Stewardship Council (森林管理協議会)。FSC は世界の森林管理のベストプラクティスを規定した自主的な認証制度である。FSC 認証取得者となることで、森林所有者及び管理者が責任ある森林管理を実践していることを証明するという仕組み。

※12 ガス抜きキャップ

スプレー缶に装着されている中身のガスを出し切るための機能が備わったキャップ。

商品によっては、[ガス抜きキャップ(中身排出機構)][ガス抜きキャップ(残ガス排出用)][ガス抜きキャップ(ボタン)]等の表記を行うものがある。ただし、不燃性ガス製品、充填物が泡状やゲル状の製品及び可燃性ガスを使用している内容量:100 グラム以下の製品、二重構造容器には排出機構のキャップ・ボタン等をつける必要はない。

以上